## 合併協議会の協議状況等 1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の	の名称	赤池町・金田町・方城町合併協議会			設置年月日 平成16年4月		
構成市町村の	名	赤池町、金田町、方城町			廃止年月日	平成17年3月31日	
事務局所在地	也	〒822-1292 田川郡金田町大字金田937-2 (金田町役場内)			事務局の連絡先		947-22-9090 947-22-9091
ホームページアドレス <u>h</u>		http://simo3-gappei.jp			IE.メール F ドレス	simo3- gappei@plur	m.ocn.ne.jp
会長名	白石 博文(	方城町長)	事務局長名	宮崎 春美	(赤池町課長)	事務局市町村職員	8名
合併協議会設置までの経 過 平15.8.1~ 下田川三町任意合併協議会を設置し、新唱 う。 平16.3 三町の議会において合併協議会設置議案						項目の選定	等の協議を行

- 4.07	1-1	
2 合併 協議会の開作	·協議会の協 <sup>催日</sup>	<b>協議状況</b> 平成16年4月から平成17年3月までの間に15回の合併協議会が開催された。
設置している小委員会名		なし
	合併の方式	合併の方式については、次のとおりとする。 赤池町、金田町、方城町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。
	合併の期目	合併の期日については、次のとおりとする。 合併の期日は、平成18年3月6日とする。
	市町村の名称	新町の名称は「福智町 (ふくちまち)」とする。
	事務所の位置	1 新町の事務所の位置は、現在の金田町役場(田川郡金田町大字金田937番地2)の位置とする。 2 本庁方式とし、赤池町及び方城町の庁舎を支所とする。 3 本庁舎は新町の行政機能を集中することが困難なため、また住民サービスを低下させないため、赤池町及び方城町の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
	財産の取扱い	各町の普通財産及び行政財産の取扱いについては、次のとおりとする。 1 三町の所有する公有財産・物品及び債権については、すべて新町に引き継ぐものとする。 2 合併時に設立が間に合わない旧町名義の地縁団体等の所有に係る財産については、別途協議する。 3 基金については、すべて新町に引き継ぐものとする。 4 特定目的基金のうち、かんがい施設維持管理基金については、従前のとおり分別管理をする。 5 債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。
主な合併協	議員定数・任 期	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成19年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。 2 新町の議会議員の定数については、20名とする。
定項目(市の 電子 で付議決事件の での での での での での での での のの のの の	農業委員会委 員定数・任期	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1 新町に1つの農業委員会を置く。 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、14名とする。 4 新町の農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した委員各1名、議会が推薦した学識経験を有する委員3名とする。 5 新町の農業委員会の選任による委員は、新町において全体の均衡を保つよう調整に努める。
	地方税の取扱い	地方税の取扱いについては次のとおりとする。 1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税等において、三町間に相違がない税制等については、町税として現行どおり新町に引き継ぐものとする。 2 三町間に相違がある税制等については、次のとおり取扱うものとする。 (1)個人町民税第4期の納期については、赤池町、方城町の例により調整する。 (2)法人町民税の法人税割の税率については、赤池町、方城町の例により調整する。 (3)固定資産税第4期の納期については、方城町の例により調整する。 (4)入湯税については、金田町、方城町の例により調整する。
	事務組織・機構	事務組織及び機構の取扱いについては、次の整備方針に基づき合併時までに調整するものとする。 1 地方分権の受け皿として行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務組織・機構とする。 2 住民にとってわかりやすく、利用しやすい事務組織・機構とする。 3 住民サービスについては、一層の向上に適応できる事務組織・機構とする。 4 指揮命令系統を簡素化し、事務処理が効率的で責任の所在が即確な事務組織・機構とする。 5 合併後の職員数を勘案した組織・機構とするが、計画的な職員数の適正化に向け、数年おきに見直し、再編を行う。
	町名・字名の 取扱い	町名、字名の取扱いについては、次のとおりとする。 現在の三町の大字名のみを用い、「大字」の文字は使わないとする。 「○○町大字△△(従来の名称)」中「大字」を削除し、「○○町△△(従来の名称)」とする。
	その他(地域 審議会)	平成11年7月の合併特例法の改正により、旧市町村の区域ごとに、合併後の新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる機関として、「地域審議会」の設置が可能となった。 但し、当合併協議会は、地域審議会については、設置しないものとする。
市町村建設計画の概要 (計画期間、将来ビジョ ン、主要プロジェクト、 県事業等)		計画期間:平成18年度から平成27年度までの10年間 新町の基本理念:心・技・体が一体となって元気のあるまち 将来像: ◆こころ豊かな:一人ひとりの"豊かなこころ"を育み、住みよいまちを目指す。 ◆元気あふれる:一人ひとりの生活にうるおいをもたらし、地域活性化(元気)の素とする。 ◆自然と共生:豊かな自然との共生を通して、健康な心身をつくる。 ◆住みよいまち:このまちに"住んでよかった"という気持につながるような、まちづくりを推進する。 県事業:三町が一体となったまちづくりを推進する。 ①産業振興 ②治山治水整備 ③交通安全施設整備 ④道路整備

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成15年度、下田川三町任意合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成17年2月23日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣

国の財政支援措置 

国の別以及		平LT. ISI1			
	標準全体事業費(起債上限額	額)	123. 1		
	起債充当額(標準全体事業費の	116. 9			
^ //	普通交付税算入額(起債充当額	81. 8			
合併特例債	合併市町村振興基金の標準	12.0			
	起債充当額(標準基金規模の9	11. 4			
	普通交付税算入額(起債充当額	8.0			
合併直後の	普通交付税措置(合併補正)	2. 9			
臨時的経費 に対する財	特別交付税措置	6. 9			
政措置等	合併市町村補助金	未定			
福岡県の財	福岡県の財政支援措置				
垣岡頂市町:	村合併推進特例交付金	基本額	6. 0		
田间水山町	门口的推选特例太门亚	増加人口加算	1. 0		

合併手続き	
年 月 日	手続内容等
平成16年10月19日	市町村建設計画決定
_	合併協議会における合併の 可否の決定
平成16年11月3日	合併調印式
平成16年11月29日	市町村議会最終議決
平成16年12月1日	廃置分合申請
_	市制施行協議 (県→国)
_	協議回答(国→県)
平成17年2月23日	県議会に議案提案
平成17年3月28日	県議会議決
平成17年3月28日	県知事決定処分
平成17年4月28日	総務大臣告示

### 4 合併市町村に関するデータ

	,
新町職務執行者	吉田 民春(前金田町助役) 任期:平18.3.6~平18.4.1
新町町長	浦田 弘二(前赤池町長) 任期:平18.4.2~平22.4.1

# 5 合併関係市町村等に関するデータ (1)人口・面積等

	. 111							
	国勢調査人口			住基人口	H12国調 高齢化率	総面積(平 成17.10.1)	市町村コード	類 型
市町村名	平2.10.1	平7.10.1	平12. 10. 1	平17. 3. 31	(%)	k m2	7 7	
赤池町	9,851	10,023	10,032	10, 041	23. 2	16. 20	406066	III-4
金田町	8,915	8, 741	8, 341	8, 473	19. 6	7.46	406031	III-4
方城町	8, 275	8, 267	8,002	7,820	23. 5	18. 38	406074	III-4
計	27, 041	27, 031	26, 375	26, 334	22. 2	42.04		

#### (2) 産業別就業人口(平成12年国勢調査)

	第1岁	文産業	第 2	次産業	第3}	欠産業	
市町村名	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	計
赤池町	148	3.8	1, 381	35. 9	2, 311	60. 1	3, 845
金田町	66	2. 2	1,096	37. 3	1, 764	60.0	2, 942
方城町	100	3. 3	1, 244	40.8	1,702	55. 9	3, 046
計	314	3.2	3, 721	37.8	5, 777	58.8	9,833

#### (3) 市町村長、議員の任期等

(0) 111	(6) 中 112(								
	市町村長	市町村舗	義会議員	職員数 (平17.4.1)					
市町村名	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計			
赤池町	平18.7.19	平19.4.29	16	100	52	152			
金田町	平16.12.3	平19.4.30	16	86	10	96			
方城町	平19.9.28	平19.4.30	16	111	24	135			
	計	•	48	297	86	383			

#### (4) 財政指標

	(1) 5(5)16								
標準財政規模 平16決算 経常収支比 率平16決算 財政力指数 (平14~16		起債制限比率(3か年平均)			土地開発公 社土地保有 高平16決算	フスパイレ			
市町村名 (百万円) (%)	(%)	(%)	ī)	<b></b>	(百万円)				
赤池町 2,146 98.5 0.2	7 11.0	6. 2	788	3, 284		91. 4			
金田町 2,121 99.9 0.2	0 17.5	1.5	2, 537	4, 017		92. 4			
方城町 2,354 102.5 0.2	5 24.0	13.0	484	2, 382		89. 7			

#### (5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	退職手当	上水道	緊急診療	公平委員会
赤池町					毎回日人***		田川地区水道企		
金田町	田川地区清掃 施設組合		田川地区斎 場組合		福岡県介護 保険広域連 合	福岡県市町村職員退職 手当組合		田川市に事 務の委託	田川郡町村 公平委員会
方城町					Ц	1 → Var 🗆	(町単独)		

#### ◎:合併した場合に解散する一部事務組合等

### (6) 公労企業の設署化知

	_(6)公宮企業の設直状況								
I	市町村名	上水道	病院	宅造					
ſ	赤池町	0	0						
ſ	金田町	0							
	方城町	0		0					

(7) 地域指定等

市町村名	過疎地域	農村地域工 業等導入地	工業再配置 誘導地域	農業振興地域	雇用機会增 大促進地域		産炭激変緩和措 置対象地域	国定公園	県立公園
赤池町	経過措置	農工計画策定済	特別誘導	0	0	0	指定・告示	0	0
金田町		農工計画策定済	特別誘導	0	0		指定・告示		
方城町	経過措置	辰上制度刈 毎	特別誘導	0	0		指定・告示		0

(8) 広域圏構想等

	(6) 为残国带心守								
市町村名	快適生活圏構 想	福岡県市町 村合併推進	広域行政圏		高齢者福祉 計画	ゴミ処理広 域化計画	総合農協 (現行)		
赤池町					/ _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ /				
金田町	田川・京築 ゾーンの一部			田川地区保健 医療圏内	田川地区保 健福祉圏域 内	田川ブロッ ク内	田川		
方城町					rı				

# 6 県・国行政管轄区域等(1)県の主な行政管轄区域等

(1)	(1) 示妙工法门以自指区域寸								
	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改	家畜保健衛生所	<b>上</b>   東	県議会選挙 区(定数)
市町村名	言宗白	州北尹扬川	(保健所機能)	(福祉事務所機能)	辰小事伤仍	ター	<b>水田休陉闸工</b> ///	工小事物別	区 (定数)
赤池町		田川田松本		四川四海福村		田川地域農	<b>然曲</b>		
金田町	田川警察署	田川県税事 務所	※田川保健所	田川保健福祉 環境事務所	飯塚農林事 務所	業改良普及	筑豊家畜保健衛 生所	田川工不事 務所	田川郡(2)
方城町						センター			

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

#### (2) 国の主な行政管轄区域等

	<u> </u>							
市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区	
赤池町		田川兴風甘	m 111 (/ 14 m/s)	古七九 人 但 吟				
金田町		田川労働基 準監督署	田川公共職 業安定所	直方社会保険 事務所	田川税務署	0947	11区	
方城町		十三日有	未久足川	<b>平</b> 4万/八				